

申請用総合ソフト(4.5A)において発生した事象及びバージョンアップについて

一定の条件に合致する申請書が補正となった場合に、補正書の編集が完了できない事象を修正するため、11月30日(水)午後10時頃、申請用総合ソフトのバージョンアップ(4.5A→4.5B)を行います。御利用者の皆様には大変御迷惑をおかけし、お詫び申し上げます。

以下のいずれかの条件に合致する申請書が補正となった場合に、申請用総合ソフト(4.5A)において補正書を作成する際に「申請書作成・編集」画面の「チェック」又は「完了」ボタンをクリックすると、入力チェックエラーとなり、申請書の編集が完了できない事象が発生することを確認しました。

1 補正元委任者氏名及び住所が未設定の旨のエラーメッセージが表示される事象の条件

- ① 申請用総合ソフト(4.4A)以前のバージョンにおいて、不動産登記申請書又は不動産登記嘱託書を作成・編集する際、「申請書作成・編集」画面で委任状を一度作成した後に削除し、保存している。
- ② 申請用総合ソフト(4.5A)において、上記①の申請書の編集又は再利用を行い、申請している。
- ③ 上記②の申請書に対して補正書を作成し、「申請書作成・編集」画面の「チェック」又は「完了」ボタンをクリックする。

2 会社法人等番号が未設定の旨のエラーメッセージが表示される事象の条件

- ① 申請用総合ソフト(4.4A)以前のバージョンにおいて、不動産登記申請書又は不動産登記嘱託書の補正書を作成・編集する際に、「申請書作成・編集」画面で申請人又は代理人の名義人項目に「会社法人等番号」欄を追加し、保存している。
- ② 申請用総合ソフト(4.5A)において、上記①の補正書の再利用を行い、申請している。
- ③ 上記②の申請書に対して補正書を作成し、「申請書作成・編集」画面の「チェック」又は「完了」ボタンをクリックする。

本バージョンアップまでの間、申請用総合ソフト(4.5A)において、上記1又は2の条件①及び②に該当する申請書の送信を行っており、当該申請書に係る補正書の編集時に本事象が発生している場合については、登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク宛てに御連絡願います。

[システム操作に関するお問い合わせ](http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/contact/concact_support.html) (http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/contact/concact_support.html)

また、今後、申請用総合ソフト(4.5A)において申請する際に、上記1又は2の条件①及び②に該当する申請書については、編集又は再利用を行わず、申請用総合ソフト(4.5A)において新規に申請書を作成いただきますようお願いいたします。